

2022年3月8日

株 主 各 位

滋賀県大津市晴嵐二丁目7番1号

日本電気硝子株式会社

取締役会長 有 岡 雅 行

第103期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第103期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、極力、書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、後述の「議決権行使についてのご案内」に従って議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|----------------------------|
| 1. 日 時 | 2022年3月30日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 滋賀県大津市晴嵐二丁目7番1号
当社本社会議室 |

3. 目 的 事 項

報告事項

1. 第103期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第103期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役10名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 取締役賞与の支給の件 |
| 第7号議案 | 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬の一部改定の件 |

《議決権行使についてのご案内》



当日ご出席 いただく場合

当日ご出席の際は、お手数ながら**同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出**ください。



郵送による 議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2022年3月29日(火曜日)午後5時までに到着**するようにご返送ください。



インターネット等による 議決権行使の場合

詳細につきましては次頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認いただき、**2022年3月29日(火曜日)午後5時までに議案に対する賛否をご入力**ください。

1. 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
2. インターネット等によって複数回重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.neg.co.jp/>) に掲載していますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面及び上記ウェブサイト掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成する際に監査をした書類です。

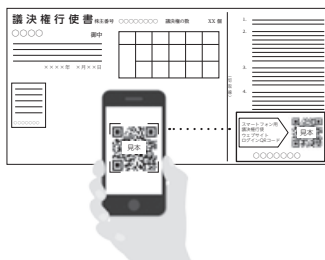
◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.neg.co.jp/>) に掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

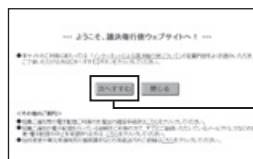
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でPCやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

本株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する対応について

本株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する対応について、以下のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、極力、書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。書面又はインターネット等による議決権行使につきましては、2頁から3頁をご参照ください。
2. 当日のご出席を希望される株主さまにおかれましても、株主総会開催日までの感染状況や政府・地方自治体の発表内容を十分にお確かめの上、ご自身の健康状態にかかわらず、ご出席を見合わせることをご検討くださいますようお願い申し上げます。
3. 当日株主総会会場にお越しになられた株主さまにおかれましては、マスク着用など、ご自身又は周囲への感染防止にご配慮ください。また、アルコール消毒や非接触方式の検温など感染防止のための措置にご協力ください。
4. 感染防止のため、株主総会会場における座席間隔を拡げ、第1会場と第2会場を設けますが、ご用意できる座席数に限りがございます。そのため、当日株主総会会場にお越しいただいても、入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほどよろしくお願い申し上げます。
5. 当日、発熱や咳がある、又は体調不良と見受けられる方は、入場をお断りする場合がございます。
6. 株主総会会場は換気をさせていただきますので暖かい服装でお越しください。
7. 当社役員や株主総会運営スタッフは、マスクを着用し対応をさせていただきます。
8. 今後の状況により、本招集ご通知に記載の株主総会の開催日時や開催場所の変更等を決定した場合等、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.neg.co.jp/>) にてお知らせいたします。

株主の皆さま及び周囲の安全と健康のため、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆さまへの利益還元につきましては、業績の変動に大きく影響されることなく長期的に安定した配当を継続することを基本とし、株主資本配当率（DOE）2%以上を目標に、業績、財務状況等を勘案しながら配当金額を決定しています。また、弾力的な還元策も実施してまいります。

当事業年度の期末配当につきましては、以下のとおり1株につき60円とさせていただきたいと存じます。この結果、中間配当金50円と合わせ、当事業年度の年間配当金は1株につき110円となり、前事業年度の年間配当金1株につき100円から10円の増配となります。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金60円 総額5,581,635,840円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年3月31日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- (1) 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- (2) 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものです。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり変更したいと存じます。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削 除）

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役全員9名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

現在の経営状況に鑑み、社外取締役を1名増員し、取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
1	あり おか まさ ゆき 有 岡 雅 行 (1948年9月28日) (再任)	1978年4月 当社入社 1999年6月 取締役就任(現任) 2002年6月 執行役員就任 2004年6月 常務執行役員就任 2008年4月 専務執行役員就任 2009年6月 社長就任 社長執行役員就任 2015年3月 取締役会長就任(現任)	31,800株
	<取締役候補者とした理由> 有岡雅行氏は、ガラス繊維事業部長及び液晶板ガラス事業本部長を歴任したのち、6年間、社長として、事業ポートフォリオや製造及び開発基盤の改善など、当社グループの事業の安定化を推し進める一方、成長分野には積極的な投資を行いました。また、現在は、取締役会長として、取締役会や株主総会の議長を務める一方、対外関係を中心に代表取締役としての役割を果たしています。こうした経験と実績を踏まえ、同氏が当社グループの更なる成長に資するものと判断し、選任をお願いするものです。 <取締役会への出席状況> 14回/14回(100%)		
2	まつ もと もと はる 松 本 元 春 (1957年5月30日) (再任)	1982年4月 当社入社 2007年4月 執行役員就任 2011年6月 取締役就任(現任) 常務執行役員就任 2013年4月 専務執行役員就任 2015年3月 社長就任(現任) 社長執行役員就任(現任) 〔執行役員の業務分掌〕 担当：監査	21,300株
	<取締役候補者とした理由> 松本元春氏は、英国や米国の子会社社長、当社経理部長及びディスプレイ事業本部長を歴任し、グローバルな企業経営や財務分野において豊富な経験と識見を有しています。社長就任後、2015年12月に新しい企業理念体系を制定し、2019年2月には中期経営計画「EGP2021」を策定、将来を支える製品開発を進め、成長市場における積極的な投資などの施策を着実に実行してきました。2022年2月には、カーボンニュートラルの推進を含む新中期経営計画「EGP2026」を策定し、引き続き「世界一の特許ガラスメーカー」の実現に向けた施策に取り組んでいます。こうした経験と実績を踏まえ、同氏が当社グループの更なる成長に資するものと判断し、選任をお願いするものです。 <取締役会への出席状況> 14回/14回(100%)		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
3	たけ うち ひろ かず 竹 内 宏 和 (1959年6月7日) (再任)	1982年4月 当社入社 2010年4月 執行役員就任 電子部品事業本部長 2013年6月 取締役就任（現任） 常務執行役員就任 2017年1月 専務執行役員就任（現任） 〔執行役員の業務分掌〕 統括：研究開発、プロセス技術、電子部品事業	12,300株
	<取締役候補者とした理由> 竹内宏和氏は、コンシューマーガラス事業、ガラス繊維事業、電子部品事業において、グローバルな生産体制の構築、製品開発力の強化に取り組んできました。現在は研究開発、プロセス技術、電子部品事業を統括する取締役専務執行役員として、当社の研究開発とプロセス技術の改革と強化に取り組んでいます。こうした経験と実績を踏まえ、同氏が当社グループの更なる成長に資するものと判断し、選任をお願いするものです。 <取締役会への出席状況> 14回／14回（100%）		
4	やま ごき ひろ き 山 崎 博 樹 (1962年3月11日) (再任)	1984年4月 当社入社 2006年10月 技術部長 2011年4月 執行役員就任 2016年3月 取締役就任（現任） 常務執行役員就任（現任） 〔執行役員の業務分掌〕 担当：基盤技術、知的財産、環境、品質監査、製品安全、対外技術	10,500株
	<取締役候補者とした理由> 山崎博樹氏は、技術部門において要職を歴任し、高機能のガラス材料を迅速に開発するための技術企画システムの構築などに尽力しました。また、現在は、基盤技術、知的財産、環境、品質監査、製品安全、対外技術を担当する取締役常務執行役員として、国内外の研究機関との連携を通じた基礎研究の強化などを推し進めています。こうした経験と実績を踏まえ、同氏が当社グループの更なる成長に資するものと判断し、選任をお願いするものです。 <取締役会への出席状況> 14回／14回（100%）		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
5	かのともりのり 加 埜 智 典 (1965年 3 月 2 日) (再任)	1989年 4 月 当社入社 2015年 3 月 ディスプレイ事業本部ディスプレイ事業部長 2016年 1 月 執行役員就任 2020年 1 月 常務執行役員就任（現任） 2021年 1 月 ディスプレイ事業本部長（現任） 2021年 3 月 取締役就任（現任） 〔執行役員の業務分掌〕 統括：ディスプレイ事業 担当：薄膜事業 〔重要な兼職の状況〕 電気硝子（厦門）有限公司董事長 電気硝子（上海）有限公司董事長 東陽電子硝子株式会社代表理事	2,900株
		＜取締役候補者とした理由＞ 加埜智典氏は、ディスプレイ事業において要職を歴任し、薄型パネルディスプレイ用ガラスにおける新たな製造プロセスの構築と、その生産性改善及び品質向上に尽力してきました。また、海外で新設した子会社における迅速な生産立ち上げなどを通じ、ディスプレイ事業の競争力向上に寄与しました。現在は、ディスプレイ事業を統括する取締役常務執行役員として、ディスプレイ市場の更なる成長が期待される中国での生産体制の構築など、戦略的に事業を推進しています。こうした経験と実績を踏まえ、同氏が当社グループの更なる成長に資するものと判断し、選任をお願いするものです。 ＜取締役会への出席状況（2021年 3 月就任以降）＞ 11回／11回（100％）	
6	もりのいまる 森 井 守 (1962年 8 月 18 日) (新任)	1985年 4 月 当社入社 2014年 6 月 経理部長 2017年 1 月 執行役員就任 2021年 1 月 常務執行役員就任（現任） 〔執行役員の業務分掌〕 統括：総務、人事、資材、情報システム、営業管理 担当：経理、企業戦略、マーケティング、東京支社、貿易管理	2,700株
		＜取締役候補者とした理由＞ 森井守氏は、経理部長など管理部門において要職を歴任し、海外進出プロジェクトへの参画や中国子会社の副総経理を務めるなど、グループ経営に関する豊富な経験と識見を有しています。また、現在は、コーポレート部門を統括する常務執行役員として、当社グループのグローバルな事業戦略や財務などの分野において、経営の一翼を担っています。こうした経験と実績を踏まえ、同氏が当社グループの更なる成長に資するものと判断し、選任をお願いするものです。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
7	もり しょう いち 森 修 一 (1949年3月8日) (再任) (社外) (独立)	1972年4月 住友商事株式会社入社 2008年6月 同社代表取締役専務執行役員就任 2011年3月 同社退職 2011年3月 株式会社ジュピターテレコム（現 JCOM株式会社） 代表取締役社長就任 2014年1月 同社代表取締役会長就任 2015年6月 同社退職 2016年3月 当社取締役就任（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社TOKAIケーブルネットワーク社外取締役	300株
	<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要> 森修一氏は、住友商事株式会社代表取締役専務執行役員並びに株式会社ジュピターテレコム（現 JCOM株式会社）代表取締役社長及び会長を歴任されました。両社の経営に長年に亘って携われ、会社経営に関する知識、豊富な経験を有されています。これらの知識、経験を当社の経営に活かし、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待しています。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員会の委員長を務めていただくとともに、代表取締役の選定・解職及び取締役の報酬等の決定に、独立した立場から関与いただく予定です。 <取締役会への出席状況> 14回／14回（100%）		
8	うら で れい こ 裏 出 令 子 (1953年2月6日) (再任) (社外) (独立)	2010年4月 国立大学法人京都大学大学院農学研究科教授 2018年4月 同大学名誉教授（現任） 同大学複合原子力科学研究所特任教授（現任） 2019年3月 当社取締役就任（現任） 〔重要な兼職の状況〕 国立大学法人京都大学名誉教授 国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所特任教授	な し
	<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要> 裏出令子氏は、農学出身の理系研究者として実績を残すとともに、同分野の人材育成にも携わってこれ、専門的な知識、豊富な経験を有されています。これらの知識、経験を当社の経営に活かし、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待しています。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員会の委員として、代表取締役の選定・解職及び取締役の報酬等の決定に、独立した立場から関与いただく予定です。同氏は、これまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記理由から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。 <取締役会への出席状況> 14回／14回（100%）		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
9	伊藤博之 (1965年11月20日) (再任) (社外) (独立)	2009年4月 国立大学法人滋賀大学経済学部教授 2020年3月 当社取締役就任(現任) 2020年4月 国立大学法人滋賀大学名誉教授(現任) 学校法人大阪経済大学経営学部教授(現任) 〔重要な兼職の状況〕 国立大学法人滋賀大学名誉教授 学校法人大阪経済大学経営学部教授	なし
	<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要> 伊藤博之氏は、経営学者として企業経営の研究に関する専門的な知識、豊富な経験を有されています。特に、企業統治や経営組織の分野において実績を残すとともに、同分野の人材育成にも携わってこられました。これらの知識、経験を当社の経営に活かし、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待しています。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員会の委員として、代表取締役の選定・解職及び取締役の報酬等の決定に、独立した立場から関与いただく予定です。同氏は、これまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記理由から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。 <取締役会への出席状況> 14回/14回(100%)		
10	伊藤好生 (1953年3月18日) (新任) (社外) (独立)	1973年4月 松下電器産業株式会社(現 パナソニック株式会社)入社 2014年6月 同社代表取締役専務就任 2017年4月 同社代表取締役副社長就任 2017年6月 同社代表取締役副社長執行役員就任 2019年6月 同社退職 〔重要な兼職の状況〕 亀田製菓株式会社社外取締役 一般社団法人日中経済貿易センター代表理事会長	なし
	<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要> 伊藤好生氏は、パナソニック株式会社代表取締役専務及び副社長執行役員を歴任されました。同社の経営に長年に亘って携われ、会社経営に関する知識、豊富な経験を有されています。これらの知識、経験を当社の経営に活かし、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待しています。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員会の委員として、代表取締役の選定・解職及び取締役の報酬等の決定に、独立した立場から関与いただく予定です。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、執行役員制度を採用しています。「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄中の「統括、担当」は執行役員の業務分掌を記載しています。
3. 社外取締役候補者 森修一氏に関する事項は、以下のとおりです。
- (1) 森修一氏は、社外取締役候補者です。
 - (2) 森修一氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
 - (3) 責任限定契約の概要
 当社は、森修一氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって当該損害賠償責任の限度とする契約を締結しています。森修一氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定です。

4. 社外取締役候補者 裏出令子氏に関する事項は、以下のとおりです。
- (1) 裏出令子氏は、社外取締役候補者です。
 - (2) 裏出令子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
 - (3) 責任限定契約の概要
当社は、裏出令子氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって当該損害賠償責任の限度とする契約を締結しています。裏出令子氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定です。
5. 社外取締役候補者 伊藤博之氏に関する事項は、以下のとおりです。
- (1) 伊藤博之氏は、社外取締役候補者です。
 - (2) 伊藤博之氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
 - (3) 責任限定契約の概要
当社は、伊藤博之氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって当該損害賠償責任の限度とする契約を締結しています。伊藤博之氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定です。
6. 社外取締役候補者 伊藤好生氏に関する事項は、以下のとおりです。
- (1) 伊藤好生氏は、社外取締役候補者です。
 - (2) 伊藤好生氏が代表取締役を務めておられたパナソニック株式会社グループと当社グループの間には、定常的な取引（当事業年度中における取引額の割合は、当社連結売上高の0.7%）があります。上記の定常的取引に関しては、その割合が僅少であり、また、伊藤好生氏が同社を退職後、すでに2年が経過していることから、同氏の独立性に問題はないと判断しています。
 - (3) 責任限定契約の概要
当社は、伊藤好生氏の選任が承認された場合は、同氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって当該損害賠償責任の限度とする契約を締結する予定です。
7. 森修一、裏出令子、伊藤博之及び伊藤好生の4氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者です。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2022年4月に再締結の予定です。当該保険契約により、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。各候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

(ご参考) 取締役会の構成

第3号議案をご承認いただいた場合、取締役会の構成は以下のとおりとなります。

氏名	会社における地位	社外 独立	性別	指名・報酬諮問委員会 (◎は委員長)	主な知識・経験・能力			
					企業経営	財務・法務	技術	営業・ マーケティング
有 岡 雅 行	取締役会長 (代表取締役)		男	○	○		○	○
松 本 元 春	社長 (代表取締役)		男	○	○	○		○
竹 内 宏 和	取締役		男		○		○	○
山 崎 博 樹	取締役		男				○	
加 埜 智 典	取締役		男		○		○	○
森 井 守	取締役		男			○		○
森 修 一	取締役	○	男	◎	○	○		○
裏 出 令 子	取締役	○	女	○			○	
伊 藤 博 之	取締役	○	男	○		○		
伊 藤 好 生	取締役	○	男	○	○		○	○

(注) 会社における地位及び指名・報酬諮問委員会の委員、委員長は、本総会後のもの（本総会終結後の取締役会にて選定予定）を記載したものです。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役松井克浩氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。
なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ています。
監査役候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
や べら ゆき ひろ 矢 倉 幸 裕 (1964年5月9日) (新任) (社外) (独立)	1992年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 1996年4月 公認会計士登録 2020年6月 有限責任監査法人トーマツ退所 2020年7月 矢倉公認会計士事務所開設（現在） 2020年8月 税理士登録 [重要な兼職の状況] 矢倉公認会計士事務所代表	な し
＜社外監査役候補者とした理由＞ 矢倉幸裕氏は、公認会計士及び税理士として専門的な知識、豊富な経験を有されています。これらの知識、経験を当社の監査に反映していただくため、選任をお願いするものです。同氏は、これまで会社の経営に関与されたことはありませんが、上記理由から、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりです。
(1) 矢倉幸裕氏は、社外監査役候補者です。
(2) 責任限定契約の概要
当社は、矢倉幸裕氏の選任が承認された場合は、同氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって当該損害賠償責任の限度とする契約を締結する予定です。
3. 矢倉幸裕氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者です。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2022年4月に再締結の予定です。当該保険契約により、当社監査役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。矢倉幸裕氏の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ています。

補欠監査役候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
わた なべ とおる 渡 辺 徹 (1966年2月2日)	1993年4月 弁護士登録 北浜法律事務所（現 北浜法律事務所・外国法共同事業、弁護士法人北浜法律事務所）入所 1998年1月 北浜法律事務所・外国法共同事業パートナー就任（現任） 2020年1月 弁護士法人北浜法律事務所代表社員就任（現任） 【重要な兼職の状況】 北浜法律事務所・外国法共同事業パートナー 弁護士法人北浜法律事務所代表社員 粧美堂株式会社社外取締役（監査等委員） 青山商事株式会社社外取締役 オーウエル株式会社社外取締役（監査等委員）	な し
<補欠社外監査役候補者とした理由> 渡辺徹氏は、弁護士として専門的な知識、豊富な経験を有されています。これらの知識、経験を当社の監査に反映していただくため、選任をお願いするものです。同氏は、これまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記理由から、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりです。
- (1) 渡辺徹氏は、補欠社外監査役候補者です。
- (2) 責任限定契約の概要
- 当社は、渡辺徹氏が社外監査役に就任した場合は、同氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって当該損害賠償責任の限度とする契約を締結する予定です。
3. 渡辺徹氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしています。なお、同氏が社外監査役に就任した場合は、当社は同氏を独立役員として届け出る予定です。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2022年4月に再締結の予定です。当該保険契約により、当社監査役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。渡辺徹氏が社外監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第6号議案 取締役賞与の支給の件

当事業年度末時点の社外取締役を除く取締役6名に対し、個々の職務、責任及び実績に応じて、業績や当社の経営環境、外部専門機関による客観的な報酬市場調査データに基づき他社水準も考慮しながら、総合的に勘案の上、取締役賞与と総額9,000万円を支給することといたしたく存じます。

本議案は、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであり、相当なものであると判断しています。なお、当該方針は「事業報告 3. 会社役員に関する事項 (2) 取締役及び監査役の報酬等 ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりです。また、取締役賞与総額は、社外取締役が委員長を務め、社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会への諮問を経て、取締役会において決定し、本総会にお諮りするものです。

第7号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬の一部改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2000年6月29日開催の第81期定時株主総会において月額2,800万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいています。また、2019年3月28日開催の第100期定時株主総会において、当該報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）に基づき当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を年額1億円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数を年間5万株以内とすることにつき、ご承認いただいています。今般、本制度による譲渡制限付株式の付与方法の多様化を目的として、以下に記載のとおり本制度を改定することにつきご承認をお願いしたいと存じます。

本制度による譲渡制限付株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法により行うものとします。

- ① 対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せず当社の普通株式の発行又は処分をする方法
- ② 対象取締役に報酬等として金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付させて、当社の普通株式の発行又は処分をする方法

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、従前どおり年間5万株以内とし、その報酬総額は、現行の金銭報酬枠（月額2,800万円以内）とは別枠で、従前どおり年額1億円以内とします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合には、上限数はその比率に応じて調整されるものとします。

なお、上記②の方法による場合、その1株当たりの払込金額は、対象取締役に特に有利とならない範囲において当社の取締役会において決定します。また、各対象取締役への具体的な配分についても、当社の取締役会において決定します。

現在の対象取締役は6名であり、第3号議案が原案どおり承認されますと、引き続き対象取締役は6名となります。

当社は、2022年2月18日開催の取締役会において、本議案が原案どおり承認されることを条件として、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の一部変更を決議しています。本議案は、当該方針に沿うものであり、相当なものであると判断しています。当該方針は「事業報告 3. 会社役員に関する事項（2）取締役及び監査役の報酬等 ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりです。また、本制度の改定は、社外取締役が委員長を務め、社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会への諮問を経て、取締役会において決定し、本総会にお諮りするものです。

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結します。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役を退任する日までの期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」といいます。）。)
- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」といいます。）が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社の取締役であったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記（2）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（3）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約への違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (6) 上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (7) 上記（6）に規定する場合においては、当社は、上記（6）の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以 上

(提供書面)

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

全般的基調

当連結会計年度においては、世界経済は、新型コロナウイルス感染症（以下、感染症）の流行が企業活動に影響を及ぼしたものの、各国政府の経済対策やワクチン接種の進展等を背景に回復軌道をたどりました。国内経済においても、海外経済が回復する中、企業の生産活動や設備投資については持ち直しの動きが続きました。

当連結会計年度の成果

	第102期 (2020.1～2020.12)	第103期 (2021.1～2021.12)	増 減
	百万円	百万円	%
売上高	242,886	292,033	20.2
営業利益	17,660	32,779	85.6
経常利益	19,109	44,979	135.4
親会社株主に帰属する 当期純利益	15,252	27,904	83.0

当連結会計年度においては、年間を通してディスプレイ市場や自動車部品向け高機能樹脂市場の強い需要を背景に、主力の薄型パネルディスプレイ（FPD）用ガラスやガラスファイバの出荷が増加し、また、医薬用管ガラス等の出荷も堅調であったことから、売上高は前連結会計年度（2020年1月1日～12月31日）を上回りました。

損益面においては、営業利益が前連結会計年度を大幅に上回り、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益についても前連結会計年度を大きく上回る実績となりました。

部門別の売上高の状況は次のとおりです。

区 分		第102期 (2020.1～2020.12)		第103期 (2021.1～2021.12)		増 減	
		売上高	構成比	売上高	構成比	金 額	比 率
ガラス事業	電 子 ・ 情 報	百万円	%	百万円	%	百万円	%
	機能材料・その他	136,197	56.1	154,556	52.9	18,359	13.5
合 計		106,689	43.9	137,476	47.1	30,787	28.9
		242,886	100	292,033	100	49,147	20.2

【電子・情報】

FPD用ガラスは、強い需要が継続する中、生産が好調であったことに加えて、第10.5世代サイズの出荷が当連結会計年度より本格化し、販売は前連結会計年度を上回りました。光関連・電子デバイス用ガラスは、家電や半導体、自動車部品向けの需要が堅調に推移し、販売は前連結会計年度比で増加しました。

これらの結果、電子・情報の分野の売上高は1,545億56百万円（前連結会計年度比13.5%増）となりました。

【機能材料・その他】

ガラスファイバは、自動車部品向け高機能樹脂用途を中心に需要が旺盛であったことから、販売は前連結会計年度比で増加しました。医薬用管ガラスも、世界的に旺盛な需要が続く中、感染症ワクチン容器向けの需要も加わり、販売は前連結会計年度比で増加しました。耐熱ガラスは販売が前連結会計年度比で増加し、建築用ガラスも底堅く推移しました。

これらの結果、機能材料・その他の分野の売上高は1,374億76百万円（同28.9%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は448億94百万円となりました。

電子・情報の分野においてはFPD用ガラスの大幅な生産性改善に資する投資及び拡販に向けた設備対応に係る投資などを、機能材料・その他の分野においては主にガラスファイバ及び耐熱ガラスの生産性改善に資する投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における所要資金は、設備資金及び運転資金であり、これらを自己資金、社債の発行及び借入金等でまかないました。

なお、当社は、機動的な調達を行うため、国内金融機関と総額250億円のコミットメントライン契約を締結しています。

(4) 主要な借入先（2021年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	85億円
三井住友信託銀行株式会社	72億円
株式会社京都銀行	64億円

(5) 対処すべき課題

《会社の経営の基本方針》

当社グループは、『日本電気硝子 企業理念体系』の下、世界一の特殊ガラスメーカーを目指し、材料設計、熔融、成形、加工といった技術により、様々な特性や機能を持つガラス製品を開発、生産し、市場に潤沢に供給することにより、社会のニーズに応えていくことを経営の基本にしています。

同時に、時代に即したCSR（企業の社会的責任）の中から重点課題を設定し活動を推進することにより、企業の社会的責務を果たしてまいりたいと考えています。これらの取り組みを通して、社会の発展に貢献するとともに企業アイデンティティの発信にも努め、企業価値の向上と持続的成長を図ってまいります。

『日本電気硝子 企業理念体系』

わたくしたちは、“文明の産物”の創造を通して社会に貢献するという創業の精神を、企業理念の底流をなすものと位置付けています。

(企業理念)

「ガラスの持つ無限の可能性を引き出し、モノづくりを通して、豊かな未来を切り拓きます。」

スローガン：GLASS FOR FUTURE

(目指すべき企業像)

「世界一の特種ガラスメーカー」

(大切にしている価値観)

- ・お得意先第一 お得意先のご要望を理解し、そのご要望にどこまでもお応えすること。
- ・達成への執念 執念をもって、課題を為し遂げること。
- ・自由闊達 前例にとらわれない自由な発想と、部門や世代にとらわれない自由な発言を尊重すること。
- ・高い倫理観 いかなる局面においても、常に高い倫理観を持って誠実に行動すること。
- ・自然との共生 自然と共存することを常に意識し、環境負荷の低減に努めること。

《目標とする経営指標》

将来に亘る事業の存続と発展を期するためには、継続的な研究開発と設備投資並びにこれらの活動を支える売上と利益が不可欠であると考えています。このため、当社グループでは、売上高、営業利益、営業利益率を重要な経営指標と位置付け、中期経営計画において目標値を設定しています。

《中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題》

<当社グループの経営戦略>

○ビジネスモデル

ガラスは、元素の組み合わせや製造方法により多種多様な機能と形状を可能にする素材です。長年育んできた広範なガラスの技術と独自の発想を掛け合わせ、社会が求める様々な高機能ガラス製品を提供しています。この「モノづくり」(※)のための「創造力」、「技術力」、「人材力」、「組織力」こそが当社の強みです。

「電子・情報」の分野ではディスプレイ用ガラス、光関連・電子デバイス用ガラスなどのビジネスを、また、「機能材料・その他」の分野ではガラスファイバ、医薬用管ガラス、耐熱ガラス、建築用ガラスなどのビジネスを展開し、バランスの取れた事業ポートフォリオを構築していきます。

創造力	「板」、「管」、「球」、「繊維」、「粉末」、「成成品」、薄膜・樹脂・金属等との「ハイブリッド製品」といった多種多様な形状と機能を持つガラスで新しい価値を創出しています。
技術力	基礎研究として、材料設計・評価、プロセス設計・開発、製品化研究を行うとともに、計算科学（ICTやAI等を活用したデータ解析を含む）を用いた研究を行っています。これらに、精密成形・加工、超薄板成形等の応用研究を組み合わせ、新製品を開発しています。
人材力	多角的なスキルアップを推進するための人材育成プログラムにより、“あらゆるステージで世界一のパフォーマンスを発揮できる人材”を育成しています。
組織力	研究開発部門、プロセス開発部門、事業本部の一体的な開発体制と企業戦略、マーケティング部門の支援により、シーズ・ニーズにスピーディに対応しています。

(※) 当社グループが目指す「モノづくり」

社会のニーズに応えるべく、最先端の技術をベースに研究開発を推進し、優れた製品を生み出し、最高水準の品質と高効率の生産により、潤沢に市場に製品を供給する。再び、市場からの声を研究開発に活かす。こうした循環を当社が目指すべき「モノづくり」と考えています。

○展開する市場分野

自動車：軽量化材料、照明、ディスプレイ、自動運転（カメラ・センサ等）、各種電子機器
 エネルギー：二次電池、再生可能エネルギーシステム
 医療：先進医薬容器、先端医療機器・設備
 半導体：次世代半導体材料（小型高精細・高機能）、半導体製造プロセス
 ディ스플레이：高機能ディスプレイ（高精細・薄型軽量・フレキシブル）
 情報通信：光通信デバイス（次世代高速通信対応）
 社会インフラ：高機能防火設備、高性能構造材料（安全・耐久・軽量）
 家電・住設：高機能家電・住設材料、多機能壁材

<中期経営計画>

○前中期経営計画「EGP2021」

当社は、2019年度より3年間、中期経営計画「EGP2021」に取り組み、業績の力強い成長と同時に、人材の成長、技術基盤の成長、開発力の成長も図り、企業体質をより強くすることに注力してきました。

この間、全固体ナトリウムイオン二次電池をはじめ将来を支える製品開発を進め、同時に品質や生産性の向上に加えて、カーボンニュートラルにも資する革新的な製造プロセス技術を開発し、ディスプレイ事業の収益性向上を実現しました。また、ディスプレイ、医療分野等において積極的に投資を行い、成長市場での事業強化を行いました。ガラスファイバは欧米拠点において損益面で苦戦するも、生産体制、組織の改革は着実に進捗し成長への基盤を築くことができました。これらにより、急激な国際情勢の変化や新型コロナウイルス感染症拡大など厳しい事業環境が続く中、売上高は目標レベルを達成し、利益面では目標を上回り、着実に企業体質を強化してまいりました。

（「EGP2021」の経営目標と実績）

	2021年12月期	
	（目標）	（実績）
売上高	3,000億円	2,920億円
営業利益	250億円	327億円
営業利益率	8%	11.2%

○新中期経営計画「EGP2026」

（スローガン）

“STRONG GROWTH” ～ 自らが変化し、スピードをあげて、やり遂げよう

（基本方針）

企業体質をより強くし、世界一環境に優しいガラスづくりを通して、「世界一の特殊ガラスメーカー」を目指す。

（期間）

2022年1月1日～2026年12月31日（5か年）

(経営目標)

売上高	4,000億円（電子・情報2,100億円、機能材料・その他1,900億円）
営業利益	450億円
営業利益率	11%
目標達成年度	2026年度

各事業分野において、成長に向けた戦略を着実に実行し、目標を達成する。

(成長に向けての重点施策)

- ①事業基盤の強化
 - ・ 強固なサプライチェーンの構築
 - ・ 工場の強健化
 - ・ 基礎的研究開発の継続
- ②機動的な投資
 - ・ マーケットの成長やカスタマーニーズに応じた迅速な投資
 - ・ DXの推進とスマートファクトリーの実現
 - ・ M&Aの積極的な取り組み
- ③新事業の推進
 - ・ 全固体ナトリウムイオン二次電池など新製品の事業化
 - ・ 半導体分野における基板ガラス、カバーガラス、LTCC材料事業の拡大
 - ・ 他社との協業、提携等の積極的な活用
- ④カーボンニュートラルの推進
 - ・ 全プロセスの電化を進め、競争力向上との両立を目指す
 - ・ 再生可能エネルギーへの投資と調達
 - ・ CO₂フリーエネルギー（水素等）の技術開発
- ⑤人材戦略
 - ・ 高度な知識や技術を持つ人材の採用と育成
 - ・ 多様な人材の登用
 - ・ 働きやすく、働きがいのある職場の整備

(財務方針)

- ・ 営業利益率は10%超に
- ・ 強固なバランスシートの維持
- ・ 総資産のスリム化による資産効率の向上
- ・ キャッシュ・フローを見据えた経営

(利益還元方針)

- ・ 安定配当の継続（株主資本配当率（DOE）2%以上を維持）
- ・ 業績、財務状況等を踏まえた配当の拡充
- ・ 自己株式の弾力的な取得

<カーボンニュートラルへの取り組み>

当社グループは、大切にしている価値観として“自然との共生”を掲げ、「世界一効率の高いモノづくりこそが、世界一環境にやさしいモノづくりにつながる」との考えの下、品質や歩留まりの向上を通じて省エネルギーやCO₂排出削減に取り組んできました。

今後も持続可能なモノづくりを追求するとともに、地球温暖化防止に貢献するため、2030年に2018年比でCO₂排出量（Scope 1 + 2）36%削減、生産量原単位（Scope 1 + 2）で60%削減を目標に定め、取り組んでいきます。また、2050年までにカーボンニュートラルの達成を目指していきます。電気溶融の全社の水平展開、省エネ設備への切り換え、ユーティリティ設備更新の加速、水素等のCO₂フリー燃料の技術開発、再生可能エネルギーへの投資や調達等を織り込んだ野心的な取り組みを推進し、これらの目標を達成していきます。

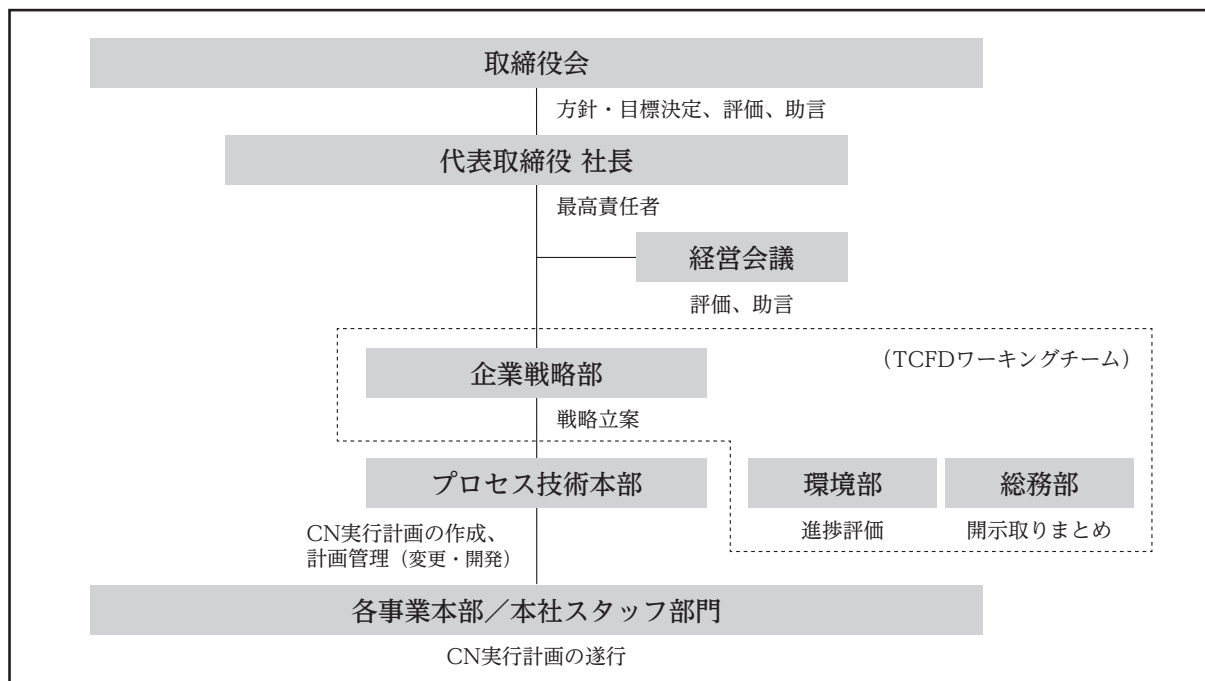
（これまでの進捗）

- ・2021年4月に「カーボンニュートラルプロジェクト」を立ち上げ、実行計画を作成し、2022年度から取り組みを開始
- ・2021年11月にTCFD提言への賛同を表明。表明にあたり、初期的なシナリオ分析を実施
炭素税とエネルギーコストの増加が重大なリスクと認識
- ・環境配慮製品については、拡販、開発を推進
例：ガラスファイバ（風力発電用風車ブレード用途等）、全固体ナトリウムイオン二次電池、等

（TCFD提言への賛同）

気候変動が事業にもたらすリスクと機会を分析し、財務面への影響とその対応を皆さまにお伝えできるよう、2021年11月に、気候関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures. TCFD）の提言への賛同を表明しました。今後、TCFD提言に基づいた分析を進めるとともに適切に開示を行っていきます。

（カーボンニュートラル（CN）及びTCFDの推進体制）



(6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第100期 (2018.1～2018.12)	第101期 (2019.1～2019.12)	第102期 (2020.1～2020.12)	第103期 (2021.1～2021.12)
売 上 高	300,326百万円	257,511百万円	242,886百万円	292,033百万円
営 業 利 益	24,865百万円	16,258百万円	17,660百万円	32,779百万円
経 常 利 益	19,832百万円	15,373百万円	19,109百万円	44,979百万円
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	15,199百万円	△33,669百万円	15,252百万円	27,904百万円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	154円26銭	△348円50銭	157円84銭	290円98銭
総 資 産	725,320百万円	664,800百万円	658,139百万円	698,129百万円
純 資 産	521,547百万円	477,154百万円	476,920百万円	499,742百万円
1株当たり純資産額	5,346円03銭	4,885円50銭	4,886円10銭	5,321円77銭

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第101期の期首から適用しており、第100期の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっています。

(7) 重要な子会社の状況 (2021年12月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
ニッポン・エレクトリック・グラス・マレーシア Sdn. Bhd.	1,303百万マレーシアリングット	100%	電子・情報及び機能材料・その他の分野におけるガラスの製造、販売
坡 州 電 気 硝 子 株 式 会 社	84,120百万ウォン	60%	電子・情報の分野におけるガラスの加工、販売
電気硝子 (Korea) 株式会社	167,117百万ウォン	100%	電子・情報の分野におけるガラスの製造、販売
電 気 硝 子 (厦 門) 有 限 公 司	2,455百万人民币元	100%	電子・情報の分野におけるガラスの製造、販売
エレクトリック・グラス・ファイバ・アメリカ, LLC	100米ドル	100%	機能材料・その他の分野におけるガラスの製造、販売

- (注) 1. 電気硝子 (厦門) 有限公司は、当連結会計年度において資本金を380百万人民币元増額しました。
2. エレクトリック・グラス・ファイバ・アメリカ, LLCに対する当社の出資比率は、当社の米国子会社を通じての間接所有分です。
3. 当連結会計年度末の連結子会社は、上記の重要な子会社5社を含め合計25社です。

(8) 主要な事業内容（2021年12月31日現在）

当社グループは、特殊ガラス製品及びガラス製造機械類の製造及び販売を主な事業としています。

区 分	製 品 分 類	主 要 製 品 名
電子・情報	薄型パネルディスプレイ（FPD）用ガラス	液晶ディスプレイ（LCD）用ガラス 有機EL（OLED）ディスプレイ用ガラス
	化学強化専用ガラス	化学強化専用ガラス<Dinorex>
	光関連ガラス	光通信デバイス用キャピラリー・フェルール 光通信デバイス用レンズ部品 マイクロプリズム
	電子デバイス用ガラス	機能性粉末ガラス イメージセンサ用板ガラス 小型電子部品用管ガラス 蛍光体ガラス<ルミファス>
機能材料・その他	ガラスファイバ	機能樹脂強化用チョップドストランド 建築材料用ウェットチョップドストランド 樹脂強化用ロービング 自動車用チョップドストランドマット セメント強化用耐アルカリ性ガラスファイバ
	建築用ガラス	ガラスブロック 結晶化ガラス建材<ネオパリエ> 防火設備用ガラス<ファイアライト> 超薄板ガラス-樹脂 積層体<Lamion> 超低反射膜付ガラス<見えないガラス>
	耐熱ガラス	超耐熱結晶化ガラス<ネオセラム> 調理器トッププレート用超耐熱結晶化ガラス <StellaShine>
	照明用ガラス	
	医療用ガラス	医薬用管ガラス 放射線遮へい用ガラス<LXプレミアム>
	ガラス製造機械	

(9) 主要な営業所及び工場（2021年12月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	滋 賀 県 大 津 市
大 阪 営 業 所	大 阪 市 淀 川 区
東 京 営 業 所	東 京 都 港 区
大 津 事 業 場	滋 賀 県 大 津 市
滋 賀 高 月 事 業 場	滋 賀 県 長 浜 市
能 登 川 事 業 場	滋 賀 県 東 近 江 市
精 密 ガ ラ ス 加 工 セ ン タ ー	滋 賀 県 草 津 市

② 子会社

会 社 名	所 在 地
ニッポン・エレクトリック・グラス・マレーシア Sdn. Bhd.	マ レ ー シ ア セ ラ ン ゴ ー ル 州
坡 州 電 気 硝 子 株 式 会 社	大 韓 民 国 京 畿 道
電 気 硝 子 （ K o r e a ） 株 式 会 社	大 韓 民 国 京 畿 道
電 気 硝 子 （ 厦 門 ） 有 限 公 司	中 華 人 民 共 和 国 福 建 省
エレクトリック・グラス・ファイバ・アメリカ, LLC	米 国 ノ ー ス カ ロ ラ イ ナ 州

(10) 従業員の状況（2021年12月31日現在）

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
6,251名	94名増

- (注) 1. 従業員数は、就業人員です。
2. 当社の従業員数は、1,682名（前事業年度末比20名増）です。

2. 会社の株式に関する事項（2021年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 240,000,000株

(2) 発行済株式の総数 99,523,246株

（注）発行済株式の総数には、自己株式6,495,982株が含まれています。

(3) 株主数 30,718名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	15,399千株	16.6%
ニプロ株式会社	9,657千株	10.4%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	4,839千株	5.2%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	2,204千株	2.4%
株式会社滋賀銀行	1,617千株	1.7%
金 慶光	1,470千株	1.6%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,384千株	1.5%
SMBC日興証券株式会社	1,374千株	1.5%
JPモルガン証券株式会社	1,317千株	1.4%
日本証券金融株式会社	1,146千株	1.2%

（注）1. 当社は、自己株式を6,495,982株保有していますが、上記大株主からは除外しています。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しています。

3. 2020年10月22日付で公衆の縦覧に供されている野村證券株式会社の変更報告書（大量保有報告書の変更報告書）において、野村アセットマネジメント株式会社が2020年10月15日現在で6,551千株を保有している旨が記載されていますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しています。

4. 2021年12月6日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書（大量保有報告書の変更報告書）において、三井住友信託銀行株式会社他2社が2021年11月30日現在で7,978千株を保有している旨が記載されていますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しています。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	16,600株	6名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、「3. 会社役員に関する事項」の「(2) 取締役及び監査役の報酬等」の「② 当事業年度に係る報酬等の総額等」に記載しています。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年12月31日現在）

氏 名	会社における地位	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
有 岡 雅 行	取 締 役 会 長 （代表取締役）	社長執行役員（担当：監査）
松 本 元 春	社 長 （代表取締役）	
竹 内 宏 和	取 締 役	専務執行役員（統括：研究開発、プロセス技術、電子部品事業） 常務執行役員（統括：総務、人事、経理、資材、企業戦略、 情報システム、営業管理 担当：東京支社、貿易管理
津 田 幸 一	取 締 役	
山 崎 博 樹	取 締 役	常務執行役員（担当：基盤技術、知的財産、環境管理、 品質監査、製品安全、対外技術）
加 埜 智 典※	取 締 役	常務執行役員（統括：ディスプレイ事業） 担当：薄膜事業 ディスプレイ事業本部長 電気硝子（厦門）有限公司董事長 電気硝子（上海）有限公司董事長 東陽電子硝子株式会社代表理事
森 修 一	取 締 役	株式会社TOKAIケーブルネットワーク社外取締役
裏 出 令 子	取 締 役	国立大学法人京都大学名誉教授 国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所特任教授
伊 藤 博 之	取 締 役	国立大学法人滋賀大学名誉教授 学校法人大阪経済大学経営学部教授
應 治 雅 彦	常 勤 監 査 役	公認会計士・税理士 松井公認会計士事務所代表 さくら萌和有限責任監査法人代表社員
林 嘉 久	常 勤 監 査 役	
松 井 克 浩	監 査 役	弁護士 勝部・高橋法律事務所代表 イオンディライト株式会社社外監査役 株式会社日本触媒社外監査役
高 橋 司	監 査 役	

(注) 1. ※を付した加埜智典氏は、2021年3月30日開催の第102期定時株主総会において、新たに選任され、就任した取締役です。

2. 取締役森修一、裏出令子及び伊藤博之の3氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員です。

3. 監査役松井克浩及び高橋司の両氏は、社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員です。

4. 監査役松井克浩氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

5. 当社は、当社の取締役及び監査役、執行役員、当社子会社（テクネグラス LLC、エレクトリック・グラス・ファイバ・UK, Ltd.、エレクトリック・グラス・ファイバ・NL, B.V.、エレクトリック・グラス・ファイバ・

アメリカ, LLCを除く。)の取締役及び監査役、並びに関連会社に当社から派遣している取締役及び監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により填補することとしています。なお、保険料は当社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

6. 当事業年度中に退任した取締役の氏名、退任時の会社における地位及び退任年月日は次のとおりです。

氏 名	退任時の会社における地位	退任年月日
佐 伯 彰 久	取締役	2021年3月30日退任（任期満了）

7. 当社は執行役員制度を採用しています。「担当及び重要な兼職の状況」欄中の「統括、担当」は執行役員の業務に係るものです。また、2022年1月1日付で執行役員の氏名及び担当は次のとおりとなりました。＊印を付した執行役員は取締役を兼務しています。

氏 名	担 当
松 本 元 春＊	社長執行役員（担当）：監査
竹 内 宏 和＊	専務執行役員〔統括〕：研究開発、プロセス技術、電子部品事業
山 崎 博 樹＊	常務執行役員（担当）：基盤技術、知的財産、環境、品質監査、製品安全、対外技術
加 埜 智 典＊	常務執行役員〔統括〕：ディスプレイ事業 （担当）：薄膜事業 ディスプレイ事業本部長
岸 本 暁	常務執行役員（担当）：コンシューマーガラス事業 コンシューマーガラス事業本部長
中 村 憲 生	常務執行役員（担当）：ガラス繊維事業 ガラス繊維事業本部長
松 宮 晴 樹	常務執行役員（担当）：プロセス技術 プロセス技術本部長
角 見 昌 昭	常務執行役員（担当）：研究開発 研究開発本部長
森 井 守	常務執行役員〔統括〕：総務、人事、資材、情報システム、営業管理 （担当）：経理、企業戦略、マーケティング、東京支社、貿易管理
小 林 正 宏	常務執行役員（担当）：電子部品事業 電子部品事業本部長
野 村 博 明	執行役員（担当）：ガラス繊維事業・営業、エレクトリック・グラス・ファイバ・アメリカ, LLC エレクトリック・グラス・ファイバ・アメリカ, LLC社長
堀 内 拓 男	執行役員（担当）：ディスプレイ事業・営業、営業管理 ディスプレイ事業本部ディスプレイ営業統括部長
金 谷 仁	執行役員（担当）：プロセス技術 プロセス技術本部副本部長
中 島 利 幸	執行役員（担当）：総務、人事 人事部長

氏 名	担 当
織 田 英 孝	執行役員（担当）：ディスプレイ事業・製造 ディスプレイ事業本部ディスプレイ事業部長
玉 村 嘉 之	執行役員（担当）：資材、情報システム 資材部長
濱 島 健	執行役員（担当）：ガラス繊維事業・製造 ガラス繊維事業本部ガラス繊維事業部長
岡 卓 司	執行役員（担当）：電子部品事業・製造 電子部品事業本部電子部品事業部長
和 田 正 紀	執行役員（担当）：コンシューマーガラス事業・製造 コンシューマーガラス事業本部コンシューマーガラス事業部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しています。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容の概要について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けています。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることにより、当該方針に沿うものであると判断しています。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

1) 取締役の個人別の報酬等（業績連動報酬等及び非金銭報酬等を除く。）の額の決定に関する方針

当社の取締役の月額（固定）報酬及び賞与（社外取締役を除く。）は、個々の職務、責任及び実績に応じて、業績（社外取締役を除く。）や当社の経営環境、外部専門機関による客観的な報酬市場調査データに基づき他社水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。なお、賞与支給総額については、取締役会の諮問に基づき、指名・報酬諮問委員会にて審議を行い、その結果を取締役会に答申し、取締役会で承認のうえ、株主総会において決定するものとします。

2) 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式として、毎年一定の時期に割当てを行います。まず、2019年3月28日開催の第100期定時株主総会における決議に基づき、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬を対象取締役に支給します。対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について株主総会で決議された総数の範囲内で、発行又は処分を受けるものとします。また、譲渡制限付株式の割当数の計算の基準となる支給額は、株主総会で決議された総額の範囲内で、個々の職務、責任等と株価をベースに決定するものとします。

- 3) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

社外取締役を除く取締役については、業績目標達成及び中長期の企業価値向上に連動させるため定額報酬である月額（固定）報酬と、変動報酬である賞与・譲渡制限付株式報酬で構成し支給します。その比率は、支給額ベースで概ね「定額報酬：変動報酬＝6：4」とします。社外取締役については、独立性の観点から業績に関わらない月額（固定）報酬のみを支給します。

- 4) 報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

月額（固定）報酬は、月例の固定報酬とします。賞与は、毎年一定の時期に支給します。

- 5) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の取締役の個人別の月額（固定）報酬の額及び賞与（社外取締役を除く。）の評価配分は、次のとおり決定します。取締役会の諮問に基づき、社外取締役が委員長を務め、取締役会長、社長、社外取締役全員を委員とし、社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会にてその具体的内容について審議を行います。委員の意見が同数で異なった場合を除き、取締役会への答申を不要とし、同委員会で決定された内容は取締役会で決議があったものとみなします。

社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な配分については、取締役会において決定するものとします。

(注) 当社は、2022年2月18日開催の取締役会において、2022年3月30日開催の第103期定時株主総会における第7号議案「取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬の一部改定の件」が原案どおり承認されることを条件として、上記決定方針2)の下線部の削除を決議しています。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる 役員の員数 (名)
		業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	その他の報酬		
				固定報酬	賞与	
取締役 (うち、社外取締役)	385 (24)	－ (－)	40 (－)	255 (24)	90 (－)	10 (3)
監査役 (うち、社外監査役)	54 (12)	－ (－)	－ (－)	54 (12)	－ (－)	4 (2)
計 (うち、社外役員)	440 (37)	－ (－)	40 (－)	309 (37)	90 (－)	14 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、2022年3月30日開催の第103期定時株主総会において決議予定の取締役賞与(90百万円)、及び当事業年度に費用計上した譲渡制限付株式報酬額(40百万円)が含まれています。
2. 非金銭報酬等の内容は、当社の株式であり、割当ての際の条件等は「① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりです。また、当事業年度における交付状況は「2. 会社の株式に関する事項」の「(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しています。
3. 取締役の月額報酬限度額に関する株主総会の決議は、2000年6月29日開催の第81期定時株主総会においてなされ、その決議の内容は、取締役報酬額が月額2,800万円以内としています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、20名です。また、2019年3月28日開催の第100期定時株主総会において、上記の報酬枠とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株

主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的に譲渡制限付株式報酬制度を導入すること、及び譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は年額1億円以内とする旨の決議をしています。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は、6名です。

4. 監査役の報酬に関する株主総会の決議は、2010年6月29日開催の第91期定時株主総会においてなされ、その決議の内容は監査役報酬額が月額600万円以内としています。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
5. 「① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおり、当事業年度に係る取締役の個人別の月額（固定）報酬の額及び賞与（社外取締役を除く。）の評価配分は、取締役会の諮問に基づき、社外取締役である森修一氏が委員長を務め、取締役会長である有岡雅行氏、社長である松本元春氏、社外取締役である裏出令子氏、伊藤博之氏を委員とする指名・報酬諮問委員会にてその具体的内容について審議を行いました。委員の意見が同数で異なった場合を除き、取締役会への答申を不要とし、同委員会で決定された内容は取締役会で決議があったものとみなしています。取締役会が、実質的に指名・報酬諮問委員会に上記に関する権限を委任している理由は、取締役報酬の決定プロセスに透明性、客観性を確保するためです。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社と兼職先との関係（2021年12月31日現在）

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役	森 修 一	株式会社TOKAIケーブルネットワーク社外取締役
取 締 役	裏 出 令 子	国立大学法人京都大学名誉教授 国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所特任教授
取 締 役	伊 藤 博 之	国立大学法人滋賀大学名誉教授 学校法人大阪経済大学経営学部教授
監 査 役	松 井 克 浩	公認会計士・税理士 松井公認会計士事務所代表 さくら萌和有限責任監査法人代表社員
監 査 役	高 橋 司	弁護士 勝部・高橋法律事務所代表 イオンディライト株式会社社外監査役 株式会社日本触媒社外監査役

（注）当社と上記「重要な兼職の状況」に記載した兼職先との間には、いずれも特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	森 修 一	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、住友商事株式会社及び株式会社ジュピターテレコム（現 JCOM株式会社）の経営に長年に亘って携われ、会社経営に関する知識、豊富な経験に基づき、適宜、質問及び意見表明等を行い、取締役の職務執行に対する監督、助言等の役割を果たしています。また、指名・報酬諮問委員会の委員長を務めていただき、代表取締役の選定・解職及び取締役の報酬等の決定に、独立した立場から関与いただきました。
取 締 役	裏 出 令 子	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、農学出身の理系研究者として、専門的な知識、豊富な経験に基づき、適宜、質問及び意見表明等を行い、取締役の職務執行に対する監督、助言等の役割を果たしています。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、代表取締役の選定・解職及び取締役の報酬等の決定に、独立した立場から関与いただきました。
取 締 役	伊 藤 博 之	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、経営学者として、企業経営の研究に関する専門的な知識、豊富な経験に基づき、適宜、質問及び意見表明等を行い、取締役の職務執行に対する監督、助言等の役割を果たしています。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、代表取締役の選定・解職及び取締役の報酬等の決定に、独立した立場から関与いただきました。
監 査 役	松 井 克 浩	当事業年度開催の取締役会14回及び監査役会13回の全てに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的な立場から適宜、質問を行い、また、意見表明等を行っています。
監 査 役	高 橋 司	当事業年度開催の取締役会14回及び監査役会13回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的な立場から適宜、質問を行い、また、意見表明等を行っています。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員との間で、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役又は社外監査役が当社に対して会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を負担する場合において、当社の社外取締役又は社外監査役としての職務の遂行につき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、当社に対する損害賠償責任の限度とする旨の責任限定契約を締結しています。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報 酬 等 の 額
公認会計士法第2条第1項の監査業務に係る報酬等の額	63百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	66百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査に係る報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査業務以外の業務として、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の賦課金の減免申請に関する確認業務及び社債発行に伴うコンフォートレター作成業務を委託し、対価を支払っています。
3. 「1. 企業集団の現況に関する事項」の「(7) 重要な子会社の状況」に記載の当社の重要な子会社5社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。
4. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算定根拠等について確認し、これらが適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により解任します。

また、監査役会は、当社都合の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、同法第344条の定めにより株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループ内への法令遵守、企業倫理の周知徹底を継続的に行う専門組織としてコンプライアンス委員会を設置し、①企業理念、グループ企業行動憲章、グループ企業行動規範の改訂の立案及びこれらを当社グループ各社に浸透させるための諸施策の企画、立案、実施、②国内外の関係法令及び社会情勢の動向などコンプライアンスに関する情報の収集、分析、教育研修、③内部通報制度（窓口：コンプライアンス委員会及び弁護士事務所）の運用を行います。これらの内容は、定期的に取締役会及び監査役に報告します。

内部監査部門（監査部）は、内部監査規程及び監査計画に基づき、独立した立場で各部門及びグループ各社に対して内部監査を実施し、その状況を適宜社長に報告します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書（稟議その他の決裁書、会議議事録など）は、法令のほか文書管理規程をはじめとする社内規程等に基づいて、適切に保存、管理をします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

定期的にリスク調査を行い、経営上のリスクの把握、対応等を行います。

また、当社が重要と認識している会社の事業に関するリスク（コンプライアンス、財務、環境、災害、貿易管理、情報管理、品質、製品安全、安全衛生等）については、担当部署又は専門委員会が、必要に応じて、規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成などの対応を行います。

新たに生じたリスクについては、社長が速やかに対応責任者を決定し対策を講じます。

経営上特に重要な事項については、取締役会、経営会議で審議・報告します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営目標を明確にし効率的に業務運営を行うため、執行役員制度及び事業部制を導入するとともに、毎年、取締役会において事業部門別及び全社ベースの年度予算（ビジネスプラン）を定めます。また、業績は月次レベルで管理するとともに、経営上の重要事項については取締役会、経営会議、事業部会議等で多面的に審議、検討します。

適時に必要な情報が必要な関係者に伝わり適切な判断がなされるために、電子決裁システムなどIT技術を活用します。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの取締役及び従業員の判断・行動基準となる「グループ企業行動憲章」、「グループ企業行動規範」を制定・周知するとともに、内部通報制度を運用します。

また、当社グループ各社は、財務報告の適正性を確保するために必要な組織体制を整備・運用し、内部監査部門（監査部）がその有効性を評価します。

このほか、子会社に役員を派遣し、各子会社の担当の執行役員を定め、事業遂行上の相談を受け付ける体制を敷くとともに、本社管理部門又は関係する事業部が子会社と定期的に情報交換等を行うなど、適宜、子会社の経営上の課題等を把握・解決します。また、定期的に当社及び子会社を対象にリスク調査を行い、当社グループとしてのリスクの把握を行い、適宜対応します。特に海外子会社については、重大な自然災害の発生等、当社に報告すべき事項のリストを作成し、問題が生じた場合の把握、対応に努めます。当社と子会社の経営トップが必要に応じ会議等を行い、経営効率の向上を図ります。

当社グループ業務の効率面では、グループファイナンスやグループ共通の会計システムを活用します。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

総務部に所属する従業員が必要に応じて監査役の職務を補助します。また、当該従業員の異動等の取扱いについては、監査役の意見を尊重します。

(7) 監査役への報告に関する体制

取締役及び従業員は、当社グループに重大な影響を及ぼす事項について、事前又は事後に速やかに報告を行います。また、内部通報制度の運営状況、内部監査の実施状況についても、その責任者が適宜報告を行います。

このほか、取締役及び従業員は、監査役が要求した場合には速やかに報告を行います。

子会社の監査上の問題把握のため、監査役は、子会社の監査役と適宜連携を図ります。

(8) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度の運用状況は適宜監査役に報告していますが、社内規程において、内部通報制度による通報者に対して、通報を理由とした解雇その他のいかなる不利益取扱いも禁止します。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査役からの申請に基づき、支払い処理を行います。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、適宜、代表取締役、会計監査人及び監査部と意見交換を行います。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

運用状況は次のとおりです。

① 主な会議の開催状況について

当事業年度における主な会議の開催状況は以下のとおりです。

取締役会は、14回開催し、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が常時出席しました。各事業部会議は主に月次で開催され、予算の進捗、事業計画の見直し等について討議を行いました。その他、監査役会は13回、経営会議は24回、コンプライアンス委員会は2回開催しました。

② 監査役の職務の遂行について

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、社内の重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要な会議に出席し、又はこれらの会議の議事録等の関係書類を閲覧しました。また、当社の代表取締役、取締役、執行役員及び子会社取締役等と、適宜面談を実施しました。

このほか、監査役は、会計監査人、内部監査部門（監査部）及び子会社監査役との間で適宜会合を行い、積極的に連携を図りました。

③内部監査について

内部監査部門（監査部）は、当社グループ全体のコンプライアンス強化に資することを目的として、作成した内部監査計画に従って各部門及び子会社の業務監査等を行い、監査結果については、社長、取締役会及び監査役会に報告しています。

④リスクの把握・対応について

事業運営に大きな影響を与える可能性のあるリスクを、適時、適切に把握し、そのリスクを回避、軽減する措置を講じるためリスク調査を実施し、調査結果を踏まえたリスクの評価、対応策の検討を行っています。また、災害の発生に備え、BCP（事業継続計画）の対応訓練も実施しています。

当事業年度においては、リスク調査を実施し、内容の整理、評価、対応策の検討を行っています。

その他、国内外グループ企業を対象に内部通報制度を導入しています。

⑤主な教育・研修の実施状況について

コンプライアンス委員会にてコンプライアンスに関する教育計画を策定し、実行しています。

当社は10月をコンプライアンス強化月間と定めており、当事業年度においても、当社、国内子会社及び海外子会社従業員を対象とした社内研修会、並びに役員及び幹部社員を対象とした外部講師による経営トップ向け講演会を実施しました。

また、当事業年度においては、関係者を対象とした独占禁止法研修会も実施しました。

その他、月1回、身近に起こりそうな事例を取り上げたケースシートを配布するなど、コンプライアンス意識の向上を図っています。

（注）本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てています。ただし、比率及び1株当たり情報については、表示単位未満を四捨五入しています。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	264,512	流動負債	117,934
現金及び預金	134,974	支払手形及び買掛金	42,539
受取手形及び売掛金	59,579	短期借入金	24,910
電子記録債権	1,033	1年内償還予定の社債	10,000
商品及び製品	32,045	未払法人税等	8,704
仕掛品	1,340	事業構造改善引当金	129
原材料及び貯蔵品	28,714	事業場閉鎖損失引当金	14
その他	7,001	その他の引当金	138
貸倒引当金	△ 177	その他	31,498
固定資産	433,617	固定負債	80,451
有形固定資産	380,280	社債	20,000
建物及び構築物	78,152	長期借入金	39,911
機械装置及び運搬具	261,119	繰延税金負債	7,575
土地	11,581	特別修繕引当金	8,670
建設仮勘定	25,260	事業場閉鎖損失引当金	294
その他	4,166	その他の引当金	18
無形固定資産	4,958	退職給付に係る負債	1,213
投資その他の資産	48,377	その他	2,767
投資有価証券	44,957	負債合計	198,386
繰延税金資産	1,895	(純資産の部)	
その他	1,541	株主資本	475,684
貸倒引当金	△ 17	資本金	32,155
資産合計	698,129	資本剰余金	34,294
		利益剰余金	429,354
		自己株式	△ 20,120
		その他の包括利益累計額	19,385
		その他有価証券評価差額金	17,104
		繰延ヘッジ損益	172
		為替換算調整勘定	2,108
		非支配株主持分	4,672
		純資産合計	499,742
		負債及び純資産合計	698,129

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		292,033
売上原価		209,781
売上総利益		82,252
販売費及び一般管理費		49,472
営業利益		32,779
営業外収益		
受取利息	831	
受取配当金	1,178	
為替差益	9,338	
その他	3,218	14,567
営業外費用		
支払利息	504	
休止固定資産減価償却費	357	
固定資産除却損	973	
その他	533	2,368
経常利益		44,979
特別利益		
投資有価証券売却益	1,994	
受取保険金	1,422	3,416
特別損失		
事故損失	6,998	
減損損失	1,131	
固定資産除却損	1,126	9,256
税金等調整前当期純利益		39,139
法人税、住民税及び事業税	12,203	
法人税等調整額	△ 1,298	10,904
当期純利益		28,234
非支配株主に帰属する当期純利益		329
親会社株主に帰属する当期純利益		27,904

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位 百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	32,155	34,310	411,137	△ 10,178	467,425
当期変動額					
剰余金の配当			△ 9,664		△ 9,664
親会社株主に帰属する 当期純利益			27,904		27,904
自己株式の取得				△ 10,001	△ 10,001
自己株式の処分		△ 16		58	42
その他			△ 22		△ 22
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△ 16	18,217	△ 9,942	8,258
当期末残高	32,155	34,294	429,354	△ 20,120	475,684

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	18,775	98	△ 14,101	4,773	4,721	476,920
当期変動額						
剰余金の配当						△ 9,664
親会社株主に帰属する 当期純利益						27,904
自己株式の取得						△ 10,001
自己株式の処分						42
その他						△ 22
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 1,671	74	16,209	14,612	△ 49	14,563
当期変動額合計	△ 1,671	74	16,209	14,612	△ 49	22,822
当期末残高	17,104	172	2,108	19,385	4,672	499,742

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸 借 対 照 表

(2021年12月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	159,134	流動負債	93,338
現金及び預金	58,133	買掛金	34,434
受取手形	679	短期借入金	17,184
電子記録債権	962	1年内償還予定の社債	10,000
売掛金	55,301	未払金	6,786
商品及び製品	13,161	未払費用	7,483
仕掛品	3,358	未払法人税等	7,560
原材料及び貯蔵品	14,380	前受金	4,437
その他	13,334	事業場閉鎖損失引当金	14
貸倒引当金	△ 176	その他の引当金	202
固定資産	418,570	その他	5,237
有形固定資産	179,978	固定負債	61,113
建物及び構築物	28,751	社債	20,000
機械及び装置	139,768	長期借入金	27,968
車両運搬具及び工具器具備品	1,703	繰延税金負債	2,573
土地	6,035	特別修繕引当金	8,670
建設仮勘定	3,718	事業場閉鎖損失引当金	294
その他	0	債務保証損失引当金	1,314
無形固定資産	1,128	その他の引当金	26
投資その他の資産	237,463	その他	266
投資有価証券	40,518	負債合計	154,452
関係会社株式	112,943	(純資産の部)	
関係会社出資金	51,447	株主資本	406,241
長期貸付金	35,206	資本金	32,155
その他	495	資本剰余金	34,278
貸倒引当金	△ 3,149	資本準備金	33,885
資産合計	577,704	その他資本剰余金	393
		利益剰余金	359,927
		利益準備金	2,988
		その他利益剰余金	356,939
		別途積立金	205,770
		繰越利益剰余金	151,169
		自己株式	△ 20,120
		評価・換算差額等	17,011
		その他有価証券評価差額金	17,104
		繰延ヘッジ損益	△ 93
		純資産合計	423,252
		負債及び純資産合計	577,704

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		154,144
売上原価		109,502
売上総利益		44,641
販売費及び一般管理費		19,135
営業利益		25,505
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	6,502	
為替差益	2,345	
その他	2,959	11,808
営業外費用		
支払利息	194	
休止固定資産減価償却費	332	
固定資産除却損	365	
その他	378	1,271
経常利益		36,042
特別利益		
固定資産売却益	3,572	
投資有価証券売却益	1,994	
債務保証損失引当金戻入額	1,272	
受取保険金	1,208	8,047
特別損失		
関係会社株式評価損	8,658	
事故損失	6,308	
その他	1,855	16,822
税引前当期純利益		27,266
法人税、住民税及び事業税	8,500	
法人税等調整額	△ 1,680	6,819
当期純利益		20,447

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位 百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	32,155	33,885	409	34,295	2,988	205,770	140,386	349,144	△ 10,178	405,417
当期変動額										
剰余金の配当							△ 9,664	△ 9,664		△ 9,664
当期純利益							20,447	20,447		20,447
自己株式の取得									△ 10,001	△ 10,001
自己株式の処分			△ 16	△ 16					58	42
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	△ 16	△ 16	—	—	10,782	10,782	△ 9,942	823
当期末残高	32,155	33,885	393	34,278	2,988	205,770	151,169	359,927	△ 20,120	406,241

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	18,775	△ 8	18,767	424,184
当期変動額				
剰余金の配当				△ 9,664
当期純利益				20,447
自己株式の取得				△ 10,001
自己株式の処分				42
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 1,671	△ 84	△ 1,755	△ 1,755
当期変動額合計	△ 1,671	△ 84	△ 1,755	△ 931
当期末残高	17,104	△ 93	17,011	423,252

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022 年 2 月 17 日

日本電気硝子株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	洪	性 禎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	溝	静 太
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大	西 洋 平

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本電気硝子株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本電気硝子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重

要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022 年 2 月 17 日

日本電気硝子株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	洪	性 禎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	溝	静 太
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大	西 洋 平

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本電気硝子株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要

な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第103期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員及び監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下のとおり監査を実施いたしました。

- (1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、監査部その他の使用人等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月18日

日本電気硝子株式会社 監査役会

常勤監査役 應 治 雅 彦^印

常勤監査役 林 嘉 久^印

社外監査役 松 井 克 浩^印

社外監査役 高 橋 司^印

以 上

(ご参考)

連結キャッシュ・フロー計算書 (要約)

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	69,881
税金等調整前当期純利益	39,139
減価償却費	26,721
減損損失	1,131
投資有価証券売却益	△ 1,994
為替差益	△ 7,580
売上債権の減少額	4,730
棚卸資産の減少額	1,324
仕入債務の増加額	13,333
法人税等の支払額	△ 5,067
その他	△ 1,856
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 31,754
投資有価証券の売却による収入	2,877
固定資産の取得による支出	△ 35,058
その他	425
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 29,178
長短借入金の純減少額	△ 18,069
社債の発行による収入	10,000
自己株式の取得による支出	△ 10,001
配当金の支払額	△ 9,662
その他	△ 1,444
現金及び現金同等物に係る換算差額	4,559
現金及び現金同等物の増加額	13,507
現金及び現金同等物の期首残高	121,215
現金及び現金同等物の期末残高	134,723

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

以 上

(メモ)

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

(メモ)

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

(メモ)

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

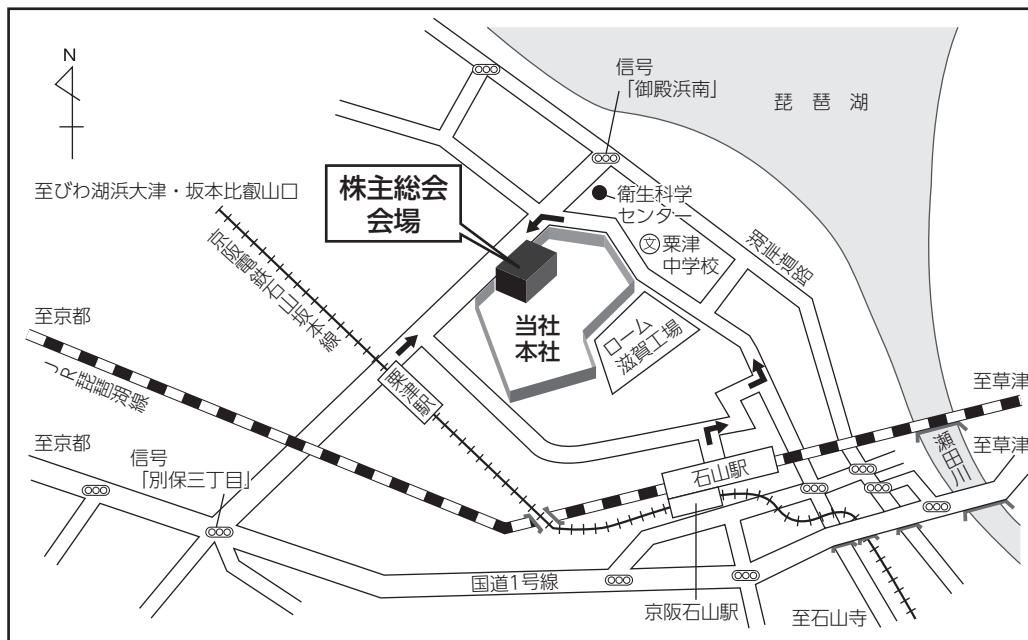
(メモ)

Handwriting practice area consisting of 20 horizontal dashed lines.

(メモ)

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図



【会 場】

日本電気硝子株式会社 本社会議室
 滋賀県大津市晴嵐二丁目7番1号
 電話 (077)537-1700(代表)

【交 通】

- ・JR 琵琶湖線「石山駅」下車 北出口より徒歩約10分
- ・JR 琵琶湖線「石山駅」下車 南出口より京阪電鉄（びわ湖浜大津・坂本比叡山口方面行き）に乗り換え「栗津駅」下車 徒歩約2分

※お車でのご来場はお控えくださいますようお願い申し上げます。